

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

国立大学法人滋賀医科大学職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、次世代の健やかな育成に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成22年4月1日から平成26年12月31日までの5年間

内 容

**目標1：仕事と子育て、家族生活との調和により、充実感を感じられる職場環境を構築する。**

### 目標達成のための対策

行動計画を通じて、積極的な取り組みを進めることを大学の経営方針として明確にする。

「いきいきワークライフプラン」を策定し、職員が充実感を持って働ける職場環境づくりに取り組む。

**目標2：職員の育児に関する支援策を充実させ、支援する体制を整備する。**

### 目標達成のための対策

子どもの看護を行うために取得できる特別休暇制度の拡充を図る。

出産・育児休業制度や共済組合による出産費の給付等の経済的支援制度の周知を図るため、ホームページにわかりやすく掲示する。

育児や介護に携わる職員に対して、業務の遂行にあたっての配慮を行う。

学内保育施設において多様な保育サービスを提供できるよう検討する。

**目標3：女性職員の育児休業の取得率を80%以上にする。**

### 目標達成のための対策

広報誌の送付による各種の情報提供とともに、所属先から職場や業務の状況を定期的に提供する職場復帰支援体制を構築する。

職員の子育てや出産・育児休業の取得に関する相談体制の整備を図る。

#### **目標 4：育児、介護の休業と休暇の制度を充実させる。**

##### **目標達成のための対策**

育児短時間勤務制度の拡充を図る。

介護休暇制度を導入する。

代替要員の確保について具体的措置を検討するなど、育児・介護休業、産前・産後休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

育児休暇の利用状況を踏まえて、男性職員の育児を促進する仕組みを検討する。

男性職員に産前産後期間中の育児休暇制度の活用が図られるよう周知する。

#### **目標 5：年次有給休暇の取得を容易にするための措置を実行する。**

##### **目標達成のための対策**

定期的に休暇計画表を配布し、取得しやすい環境づくりに努める。

毎年 8 月を「労働時間短縮月間」とするとともに、ゴールデンウィーク、夏季、年末年始などにおける連続休暇の取得を促進する。

子どもの学校行事への参加日や家族の記念日など職員のニーズに沿った休暇の取得を促進する。

#### **目標 6：所定外労働時間を削減するため、業務分析を行い業務の簡素化、合理化を進める。**

##### **目標達成のための対策**

管理職が職員の業務進捗状況を把握し、これに基づく職員一人一人に沿った的確な指導と啓発を行い、職場環境の改善を図る。

業務の相互支援体制を構築するとともに、新規業務については遂行方法について十分検討し、既存業務と併せた業務量が増大しないようにする。

メール会議（持ちまわり）の活用により、また、会議の時間を予め設定することや資料の事前配布により、会議や打合せの時間の短縮を図る。

変形労働時間勤務を、適宜速やかに取り入れられるよう、制度の弾力的な運用を図る。